調査報告書についての質問と回答

	質 問	回 答
1	普通建物、区分建物の様式及び記載例に「主たる建物」と記載されているが、登記事項証明書等における「主たる建物」、「敷地権の目的たる土地の表示」及び「担保の目的たる権利の表示」の表記がそれぞれ「主である建物」、「敷地権の目的である土地の表示」及び「担保の目的である権利の表示」に変更されたため（平成21年2月20日法務省民二第500号通達）、「主である建物」と記載すべきではないか。	「主たる建物」については既に連合会としても「主である建物」という表記にすべきものとして対応を行っております。「敷地権の目的たる土地の符号」欄については、各土地家屋調査士会からの作成ソフトの不具合等の報告とともに、修正点として対応させていただきます。【連合会回答】
2	普通建物、区分建物の各07章「現地の状況」の『特殊階』のロフト、小屋裏、床下収納、その他の報告事項の欄に算入のチェックボックスが無いのはなにゆえか。 例えば、小屋裏・床下収納があり、高さが1．5m以上ある場合は、床面積に算入すべきものであると判断するが、この様式では不算入の場合だけ報告するようになっているように思う。 現在の試行版において、上記のような意見があったが、今後公開されるソフトについて、不具合や改善要望があった場合、どのような形で情報提供をさせていただければよいか。また、不具合、改善要望へは対応していただけるのか。その場合対応はいつまでにしていただけるのか。	天井の高さ1.5メートル未満の地階及び屋階（特殊階）は、床面積に算入しない（準則82条）ことを前提に「特殊階」の欄を設けており、床面積に不算入のロフト、小屋裏、床下収納がある場合に、その調査報告をするようにしております。 天井の高さ1.5メートル以上の場合は、当然に階数に含まれるものとして調査報告していただくことになります。 ソフトについての不具合や改善要望があった場合の対応は、日調連発第322号のとおり対応させていただきますので、各土地家屋調査士会にて取りまとめていただき、ご報告をお願いいたします。【連合会回答】
3	射場総括表示登記専門官より、新調査報告書は連件申請に対応したものである旨ご説明がありました。そこで、連件申請について一の調査書を添付すれば良いとなるのはオンライン申請の場合であり、書面申請の場合は、従来通り一申請に一の調査書を添付するとの理解を致しました。しかし後で思い起こすと、書面申請でもそれぞれ調査書が必要になるのは、地図訂正を含む場合で、それ以外は一調査書で連件申請全体を含むことができるということではなかったのか記憶がはっきりせず、今一度この点を確認させていただきたく思います。	従来の調査報告書は連件申請には対応していませんでしたが、便宜上、ひとつの報告書で作成したものが受け付けられていたものと思われます。 今回の改定により、連件申請として対応がされています。 ただし、土地と建物および地図訂正などの申出の案件は別に作成が必要です。【三重会回答】